

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」）を次のとおり定める。

令和5年5月1日

福岡県知事

- 1 都市・地域再生等利用区域
二級河川那珂川水系那珂川の河川区域内で、別図に示す区域
- 2 都市・地域再生等占有方針
占有の許可を受けることができる施設は、都市・地域再生等利用区域において準則第二十二第3項に掲げる施設
- 3 都市・地域再生等占有主体
福岡市（準則第二十二第4項第一号）